8　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

9　［略］

別表第四号の二　特定無線局の変更等申請書の様式（第25条の２第１項及び第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局変更等申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の８第１項の規定により、特定無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第27条の９の規定により、特定無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注３）
また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。
（注４）

記

１　申請者（注５）
［表略］
２　変更等の対象となる無線局に関する事項（注６）
［表略］
［３　略］
注１　［略］
２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
⑴　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。
⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。
⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。
３　［略］
４　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
５　［略］

6　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7　［同左］

別表第四号の二　特定無線局の変更等申請書の様式（第25条の２第１項及び第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局変更等申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

□電波法第27条の８第１項の規定により、特定無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第27条の９の規定により、特定無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注２）

記

１　申請者（注３）
［表同左］
２　変更等の対象となる無線局に関する事項（注４）
［表同左］
［３　同左］
注１　［同左］
［新設］

２　［同左］
［新設］

３　［同左］